

広島市地域包括支援センター設置運營業務委託基本仕様書

受注者は、「広島市地域包括支援センター設置運営要綱」（以下、「設置運営要綱」という。）、「地域包括支援センター運営マニュアル」、「広島市地域包括支援センター運営基準」、「広島市介護予防ケアマネジメント実施要綱」（以下、「ケアマネジメント実施要綱」という。）、「介護予防活動等普及啓発事業実施要綱」、各年度の「地域包括支援センター重点取組方針」及び「広島市地域包括支援センターの評価基準」等に基づき、設置運営要綱第3条の別表に定める担当圏域において、地域包括支援センター設置運營業務を次のとおり適切、公正、中立かつ効率的に実施するものとする。

1 目的

介護保険法第115条の46で定められた、広島市地域包括支援センター（以下「センター」という。）を設置・運営するため。

2 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

※ 本市及び受託者が継続して契約する意向がある場合は、広島市地域包括支援センター運営協議会に諮り、令和7年度まで、毎年度、更新するものとする。

ただし、受託者が法令や要綱等を遵守しない場合や、業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施しておらず、また、市の是正指示に従わない場合などにおいては、広島市地域包括支援センター運営協議会に諮り、期間の満了を待たずに契約を解除すること又は契約を更新しないことがある（この場合、受託者の損害に対しては、本市は賠償しない。また、契約の解除又は非更新に伴う本市の損害について、受託者に対して損害賠償請求を行うことがある。）。

3 実施主体

事業の実施主体は広島市とし、事業の目的を十分に理解し、業務を適切に実施できると認められる者に委託して実施する。

4 業務履行場所

受託する圏域内を基本とする。

5 委託業務内容

受注者は地域包括支援センター設置運營業務について、次のとおり実施するものとする。

(1) 包括的支援業務

受注者は介護保険法第115条の46第1項に規定する包括的支援業務を以下のとおり行うものとする。

ア 介護予防ケアマネジメント業務（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）

平成27年3月31日厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストに該当する者に対して、介護予防及び自立支援の視点を踏まえ、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行う。

イ 総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。

業務の内容としては、初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援、その実施に当たって必

要となるネットワークの構築、地域の高齢者の状況の実態の把握を行う。

ウ 権利擁護業務

地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行う。

業務の内容としては、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図る。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、住宅と施設の連携等、地域において多職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。

業務の内容としては、地域ケア会議等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行う。

(2) 高齢者地域支え合い業務（以下「支え合い業務」という。）

「広島市生活支援体制整備事業実施要綱」に基づき、同実施要綱第4条第5項及び第5条第5項並びに同条第7項第3号に定める業務を実施する。なお、業務の詳細は以下によるものとする。

- ① 高齢者の見守り等のための地域ネットワーク組織の立ち上げ及び運営支援
- ② 地域団体等が行う見守り活動等に対する助言等の支援
- ③ 地域団体等が行う見守り活動情報の集約、管理及び見守り活動の調整
- ④ 見守り対象者の住民情報、介護保険情報及び福祉サービス利用情報等の管理及びそれらの情報を活用した地域団体等が行う見守り活動の調整・支援
- ⑤ 見守り対象者の生活・健康状態等の確認（年1回以上、面接による確認）
- ⑥ 地域における見守り環境を充実させるための地域団体等の活動支援
- ⑦ 地域における生活支援等の支え合い活動を促進するための地域団体等の意識の醸成・活動支援
- ⑧ 見守り活動を通じて見えてきた地域課題の解決に向けた、生活支援サービス実施団体やボランティア団体等との連絡・調整、新たな生活支援等サービスの創出
- ⑨ 支え合い業務に係る調整・支援業務実施報告書の作成（随時：別途指示による。）
- ⑩ その他支え合い業務の実施に必要なこと

※ ネットワーク組織は、「広島市生活支援体制整備事業実施要綱」の地域支え合い協議体（「地域支援事業実施要綱」の第2層協議体）とする。また、原則として小学校区（地区社協区）ごとに立ち上げるものとし、令和2年度末までに担当圏域全体に拡大するものとする。

※ ⑥、⑦、⑧は進捗状況に応じて実施し、⑦、⑧については、広島市生活支援体制整備事業実施要綱第4条第2項第2号に定める区コーディネーターと連携・協同の上、実施するものとする。

※ ④に関し、市が提供する住民情報、介護保険情報及び福祉サービス利用情報等の管理等については、別途行う指示に従うこと。

(3) 地域介護予防拠点整備促進業務

「広島市地域介護予防拠点整備促進事業実施要綱」（以下「介護予防拠点実施要綱」という。）に基づき実施する。なお、介護予防拠点実施要綱第6条第1項に定める業務の実施に当たっては、次の諸点に留意すること。

- ① 地域における介護予防活動に関する情報の収集及び整理
地域介護予防拠点は、地域の高齢者が気軽に通える身近な場所に整備するものであることを念頭に、地域ごとに介護予防活動の実施状況、活動拠点となり得る施設等の情報を収集・整理する。
- ② 地域介護予防拠点の整備に関する取組方針案の作成
①で収集した情報をもとに、地域の実情を踏まえて、地域ごとの取組方針案を作成する。
- ③ 地域介護予防拠点の整備に関する地域団体等との協議・調整
地区社会福祉協議会や老人クラブ、町内会や介護予防活動グループ等と介護予防拠点の整備場所、

運営方針・運営体制等の方針を協議・調整する。

④ 助言・情報提供や講師派遣等による地域介護予防拠点の立ち上げ支援

地域団体等に介護予防の必要性や週1回いきいき百歳体操など効果的な運動の実施を推奨するとともに、実施意向のあった地域団体等に対し、地域リハビリテーション活動支援事業を通じてリハビリ専門職等を派遣し、効果的な運動が継続して実施できるよう支援する。

⑤ 助言・情報提供や講師派遣等による地域介護予防拠点の運営支援

介護予防拠点が継続的に運営されるよう、地域リハビリテーション活動支援事業を通じたりハビリ専門職の派遣も活用しつつ、定期的な効果測定や活動内容の充実にむけた助言・情報提供を行い、地域介護予防拠点の運営を支援する。

⑥ その他地域介護予防拠点の整備・運営に関し必要な支援

その他、地域の状況に応じた支援を行う。

※ この他、「介護予防活動等普及啓発事業実施要綱」に基づき、地域住民を対象とした介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔、認知症等に係る介護予防教室を開催する。

(4) 在宅医療・介護連携推進業務

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。

業務の内容としては、市及び区の在宅医療・介護連携推進委員会に参画し、事業の一翼を担うとともに、担当圏域単位で、医師や歯科医師、薬剤師、訪問看護師、リハビリ専門職、介護支援専門員等多職種による研修会・情報交換会や事例検討会を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、解決策等の検討を行う。

(5) 認知症地域支援体制づくり業務

早期診断・早期対応をはじめ、症状・容態に応じた適切な医療・介護サービスの提供とともに、認知症の人とその家族を支える取組など、認知症の人と家族にやさしい地域づくりを目指すことを目的とする。受注者は、認知症地域支援体制づくりに関する業務を以下のとおり行うものとする。

① 地域住民や民間企業、学校など、幅広い対象に対して認知症サポーター養成講座を開催するとともに、認知症サポーター、認知症サポーターステップアップ講座修了者と連携し、認知症の人とその家族にやさしい地域づくりを進める。

② 認知症地域支援推進員や医療・介護関係者等と連携して、認知症カフェの運営を支援するとともに、立上げに向けた支援を行う。

③ 総合相談等において、「認知症あんしんガイドブック（認知症ケアパス）」の活用等により、認知症の容態に応じたサービス等の支援に適切に結びつけるとともに、認知症の人の権利擁護のため、必要に応じて成年後見制度の利用の申立て支援や、福祉サービス利用援助事業（かけはし）の利用支援を行う。

④ 認知症高齢者等を見守りネットワーク（高齢者地域支え合い業務、はいかい高齢者等 SOS ネットワーク事業等）を活用し、認知症高齢者等の地域生活を支援する。

⑤ 認知症に関する事例検討会や、情報交換会、意見交換会を開催することで、認知症に関する医療・介護関係者の連携を推進する。

⑥ 認知症地域支援体制づくりの強化のため、認知症地域支援推進員と連携した取組を積極的に行う。

⑦ 区に認知症初期集中支援チームが設置されている場合は、チームの支援対象となりうるケースは積極的にチームにつなぐとともに、チームと連携して安定的な医療・介護サービスにつながるよう支援する。

(6) 受注者は、設置運営要綱第8条第1項第3号に定める取り組みを行うため、担当圏域内において、地域ケア会議を適切に開催するとともに、委託業務に従事する職員を地域包括支援センターが所在する区の地域包括支援センター運営協議会、区地域ケア会議等の地域包括ケアに関する会議に出席させるものとする。

(7) 受注者は、広島市委託契約約款第10条に基づき、発注者が定める基準に従い、地域包括支援センター

の運営の公正・中立性及び活動状況等の自己評価を行った結果など委託業務に関する資料を、発注者の指定する期日までに提出するものとする。

(8) その他

受注者は、(1)アの他、居宅要支援被保険者に係る介護予防ケアマネジメント業務等を実施する。

6 委託業務の実施体制

(1) 委託業務の実施時間は、原則として、年末年始、祝日を除く、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとし、必要に応じ相談しやすい実施体制に配慮すること。

(2) 設置運営要綱第7条第2項に定める緊急時の連絡体制の整備については、365日、24時間を通じて、電話の転送や取り次ぎなどにより、地域包括支援センターへの連絡・問い合わせ等にセンター職員が対応できる体制とし、適切な助言、関係機関等への連携等の対応を行うものとする。

(3) 設置場所等

ア 設置場所について

センターの事務所については、受託者が、センターの担当圏域内において、高齢者のための総合相談窓口という趣旨を踏まえ、交通の利便性が良く、わかりやすく、訪問しやすい場所に設置する。また、バリアフリーに十分配慮した場所や設備とする。

イ 事務所について

センターの事務所には、事務室及び相談室等を配置する。なお、併設のサービス提供部門がある場合には、別室とすることなどにより、当該部門との分離を考慮した配置とする。

ウ 保管庫等について

センターは個人情報を取り扱うことを踏まえ、施錠できる保管庫等を設置する。なお、併設のサービス提供部門がある場合には、保管庫等は分離する。

エ 専用電話等について

専用の電話、FAX、パソコン（専用のメールアドレスを取得すること。）を設置する。設置等に要する経費は受注者の負担とする。また、本市が所有する業務支援システム（地域包括支援センターシステム）の接続を行うため、光回線が使用できる環境にあることが必要となる。なお、システム設置及び設置後の光回線の接続・使用に必要な費用については、本市が負担する。

オ 広報活動

地域包括支援センターについて、チラシ、広報紙及びホームページなどの多様な媒体で広報活動を行う。

カ その他

事務所や設備類に係る契約及びそれに関連する事故等については、受託者が一切の責任を負うものとする。また、センターの設置に要する経費については、受託者の負担とする。

7 職員配置

(1) 受注者は、委託業務を実施するため、設置運営要綱第6条に基づき、次に掲げる資格を有する職員を1人ずつ常勤専従で配置すること。また、広島市委託契約約款第8条に定める現場責任者（地域包括支援センター長）1人を選任すること。

ア 保健師または地域ケア、地域保健等に関する経験、かつ高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師

イ 社会福祉士

ウ 主任介護支援専門員

(2) 受注者は、(1)の他、委託業務を実施するため、設置運営要綱第6条に基づき、次のとおり常勤専従の職員を追加配置すること。

※職員体制に応じて以下のいずれかを記載する。

【(1)、(2)併せて4人体制の場合】

(1)アからウのいずれか 1人

【(1)、(2)併せて5人体制の場合】

(1)アからウのいずれか 2人

【(1)、(2)併せて6人体制の場合】

(1)アからウのいずれか 3人 (ただし、少なくとも1人は違う資格の職員であること)

【(1)、(2)併せて7人体制の場合】

ア (1)アからウのそれぞれ 1人ずつ

イ (1)アからウのいずれか 1人

※ 受注者は、(1)及び(2)の職員の中から「地域支え合いコーディネーター」1人を選任すること。

(3) 受注者は、主として包括的・継続的ケアマネジメント業務及び介護予防ケアマネジメント業務を実施するため、設置運営要綱第6条に基づき、介護支援専門員1人を常勤専従で配置すること。

(4) 受注者は、主として地域介護予防拠点整備促進業務を担当する職員として、介護予防拠点実施要綱第6条第2項に基づき、保健師又は地域保健等に関する経験を有する看護師1人を常勤専従で配置すること。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、保健師等に代えて主任介護支援専門員又は社会福祉士とすることができるものとする。

8 委託業務実施計画書の提出

受注者は、業務履行開始に当たり、契約締結後すみやかに、発注者が指定する様式により委託業務実施計画書を提出し、発注者の承認を得るものとする。

また、委託業務実施計画書を変更する必要があるときは、発注者の承認を得た上で計画を変更し、変更後の実施計画書を提出するものとする。

なお、委託業務実施計画書において、7の職員配置を満たさない(職員の欠員が発生する)場合、11(4)に基づき委託契約金額の減額について協議するものとする。

9 委託業務実施報告書等の提出

受注者は、当月実施した委託業務について、地域包括支援センターシステムを通じて、翌月15日までに報告するものとする(ただし、3月分については、3月31日までに報告するものとする。)

また、受注者は、発注者が指定する様式により事業実施報告書を、令和3年3月31日までに提出するものとする。

10 委託料の精算

受注者は、広島市委託契約約款第13条第2項に定める精算については、発注者が指定する精算書により行うものとする。

11 その他

(1) 受注者は、別途、介護保険法第115条の22の規定による指定介護予防支援事業所の指定を受け、要支援者を対象とする指定介護予防支援事業を行うものとし、「7 職員配置」に定める職員のほか指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント業務を行うための職員の十分な配置などにより、本業務の履行に支障をきたさないようにすること。

(2) 介護予防ケアマネジメント業務に係る委託料の請求及び支払については、広島市介護予防ケアマネジメント実施要綱第21条及び第22条に定めるとおりとする。

(3) 受注者は、本業務を履行するうえで知り得た情報に関して、次の事項を遵守すること。

ア 委託業務を行うに当たっては、広島市情報セキュリティポリシー(平成15年7月30日制定)を遵

守した情報セキュリティ対策を実施しなければならない。また、従業員に周知徹底させなければならない。

イ 本業務に関し知り得た情報について、その秘密を厳守し第三者への漏洩を防止するとともに、必要かつ十分な管理的措置を施すこと。

ウ 受注者の従業員及び従業員であった者は、本業務の履行に関して知り得た情報を契約期間は言うに及ばず、契約の終了後及び解除後においても、第三者に漏らしてはならない。

(4) 職員の欠員や建物賃借料の変更があった場合の委託契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

(5) 委託業務に従事する職員の就業時間は、原則として年末年始、祝日を除く、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで勤務することを基本としたものとする。